

○国土交通省告示第百八十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十六年三月五日

国土交通大臣 太田 昭宏

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道58号改築工事（恩納南バイパス・沖縄県国頭郡恩納村字恩納屋嘉下口地内から同村字谷茶大袋原地内まで）及びこれに伴う農業用道路付替工事

第3 起業地

1 収用の部分 沖縄県国頭郡恩納村字恩納屋嘉下口、字恩納内ノ浦、字恩納赤間、字恩納ジムン、字恩納ガンヂ原、字谷茶中谷茶原、字谷茶上谷茶原及び字谷茶大袋原地内

2 使用の部分 沖縄県国頭郡恩納村字谷茶中谷茶原地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、沖縄県国頭郡恩納村字恩納屋嘉下口地内から同村字仲泊安幸地原地内までの延長6.8kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道58号改築工事（恩納南バイパス）及びこれに伴う農業用道路付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道58号改築工事（恩納南バイパス）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。また、本体事業の施行により遮断される農業用道路の従来の機能を維持するための付替工事は、法第3条第5号に掲げる地方公共団体が設置する農業用道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされてお

り、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道58号（以下「本路線」という。）は、鹿児島市を起点とし、奄美市、沖縄県国頭郡恩納村、浦添市等を経由して那覇市に至る延長約866kmの主要幹線道路である。

本路線は、沖縄県西海岸を南北に結ぶ主要幹線道路であるが、このうち、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、リゾートホテル等の観光資源が存する国頭郡恩納村の沿岸部を通過していることなどから、観光客等による通過交通や地域住民による地域内交通に利用されている。

しかしながら、現道は、自動車交通量が多いにもかかわらず、2車線の道路であることなどから、交通混雑が発生するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

平成24年10月に起業者が実施した交通量調査によると、現道の自動車交通量は、国頭郡恩納村字恩納地内で15,843台／日であり、混雑度は1.33となっている。

本件事業の完成により、現道を通過する交通を本件区間が分担することで、現道の交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成24年11月に環境影響評価法等に準じて、任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、大気質等については環境基準等を満足するとされており、騒音については環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁の設置により環境基準を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響調査によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による天然記念物であるカラスバト、オカヤドカリ及びナキオカヤドカリ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ及びハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されている

リュウキュウツミ等が確認されている。カラスバト、オオタカ及びハヤブサについては、営巣は確認されておらず、生息環境が広範囲にわたることなどから、生息環境の質的变化による影響は生じないとされている。リュウキュウツミについては、営巣は確認されていないが、営巣し繁殖する可能性があることなどから、モニタリング調査を実施し、必要に応じて専門家の指導助言を受け、適切な保全措置を講じることとしている。オカヤドカリ及びナキオカヤドカリについては、生息環境は周辺に広く残されることなどから、影響は小さいとされている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠA類として掲載されているタチミゾカクシ、絶滅危惧ⅠB類として掲載されているナガバアリノトウグサ、オオマツバシバ及びムカゴソウ等が確認されているが、起業者は、工事による改変箇所では生育が確認された場合は、専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が7箇所存在するが、このうち5箇所については発掘調査が完了しており、既に記録保存等の措置が講じられている。起業者は、残る2箇所についても沖縄県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、現道における交通混雑の緩和を主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第3種第2級の規格に基づく4車線の道路をバイパス方式により建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、申請案のほか、申請案より海側を通過するルート案及び一部が現道拡幅となるルート案の3案について検討が行われている。申請案と他の2案とを比較すると、申請案は、支障物件が少ないこと、トンネル及び橋梁の総延長が中位であること、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う農業用道路の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は自動車交通量が多く、交通混雑が発生していることなどから、できるだけ早期に交通混雑の緩和を図る必要があると認められる。

また、恩納村長等からなる沖縄県北部市町村会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 沖縄県国頭郡恩納村役場